

令和7年度DV被害者自立支援活動事業実施業務 企画提案募集要項

1 事業目的

県では、DV被害者支援の充実に資するため、DV被害者の地域生活への定着・自立支援に向けた支援・相談活動（以下「支援活動」という。）を実施することとし、県内のDV被害者支援団体等に企画提案募集を行った上、効果的な提案を行った事業者に事業委託することとします。

2 委託内容

支援活動に係る広報、対象者の募集・選考等すべての業務を行うことを条件として、業務を委託します。なお、実施条件は次のとおりとします。

- (1) 兵庫県内で実施すること。
- (2) 支援活動は無料とすること。
- (3) 一時保護所や施設退所後のDV被害者を対象とすること。
- (4) DV被害者の地域生活への定着・自立支援に向けた支援・相談活動とすること。
- (5) 支援活動は、支援対象者3名以上の場合は25回程度、支援対象者5名以上の場合は40回程度実施すること。
- (6) 支援活動修了後はアンケートを実施し、その結果を県に報告すること。

3 委託条件

(1) 委託期間

委託契約締結日（令和7年5月予定）から令和8年3月31日まで

(2) 委託料等

- ・ 1 実施団体あたり100千円（支援対象者3名以上の場合）もしくは165千円（支援対象者5名以上の場合）を上限（消費税を含む）とし、下限額は設けない。
- ・ 委託事業の全部又は一部を、兵庫県の承諾を得ずに、第3者に委託し、又は請け負わせることは認められません。

(3) 対象経費

謝金 賃金	支援活動において講師等を招聘した場合の謝金など 実施団体職員(臨時職員含む)が本事業に関する活動に従事した時間分賃金など
旅費	講師又は実施団体職員の活動旅費（本事業に関する用務に限る。）
需用費	支援活動に必要な資料作成費や消耗品の購入費など
通信運搬費	支援活動に必要な郵券代金や宅配料金など
使用料・賃借料	支援活動に必要なパソコンリース料、コピー代など
その他	県児童家庭課が必要と認める経費（不明な点は、事前に相談すること。）

〔対象外経費〕 飲食費（食事・茶菓等）、実施団体の経常的な運営にかかる経費、その他、領収書等により委託事業として支払ったことが明確に確認できない経費等

(4) 業務報告等

- ・ 事業終了後、速やかに事業実施報告書を提出してください。
- ・ 業務の進捗状況等について、報告を求めることがあります。

4 応募資格

- (1) 提案募集に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとします。
- ① 民間企業、NPO法人、これら以外の法人（一般社団法人・財団法人・公益社団法人・財団法人・事業協同組合等）のほか、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等、また事業を適切に運営できる個人事業主（以下、「事業者等」）であること。
 - ② 兵庫県内に本社又は事業所が所在する事業者等であること。
 - ③ 当該業務を的確に遂行する能力を有している事業者等であること。
- (2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、提案募集に参加する資格を有しません。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ④ 雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金など、事業者等に対する委託費の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
 - ⑤ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員の統制の下にある者

5 募集团体（予定）

1～3団体（別途募集する「DV被害者自立支援講座開催業務」とあわせて）

6 応募期間

令和7年4月4日(金)～4月18日(金)

7 応募方法

(1) 提出書類

- ① 実施申込書（様式1）
- ② 実施提案書（様式2）
- ③ 収支計画書（様式3）
- ④ 団体概要資料（定款、役員名簿、令和7年度もしくは6年度事業計画書(収支予算書)、令和6年度もしくは5年度事業報告書(収支決算書等)）

※応募書類の様式（Word）は、県ホームページにも掲載しています。

(2) 提出部数

正本7部（資料はすべてA4サイズとしてください）

(3) 提出場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県福祉部児童家庭課家庭支援班 担当：天野
電 話：078-362-3639 F A X：078-362-0061

※F A Xや電子メールでの提出は不可。

※提出書類は返却しません。

※今回の応募にかかる一切の費用は、応募団体の負担とします。

8 審査等

(1) 審査方法

- ① 企画提案審査に係る委託団体選考委員会（4月下旬予定）を開催し、提出書類をもとに内容を審査し、委託する実施団体を決定します。
- ② 応募団体へは、選考委員会への出席、事業に関する説明を求めることがあります。
- ③ 審査結果は応募者全員に通知します。

(2) 審査基準

業務遂行能力、事業内容の実現性とその効果など、総合的に評価します。

9 留意事項

- (1) 実施決定団体は、当該業務の実施に際して、仕様書及び採用された提案書に記載のない事項及び新たな事態が生じた場合には、事業担当者と協議し、その指示に従ってください。
- (2) 提案事業の実施方法等について、県と実施決定団体で協議・調整の上、提案内容に修正・変更を加える場合があります。
- (3) 本事業の委託対象経費については、その他の国や県、市町、その他団体における助成（補助）事業の対象経費と重複は認められません。

【お問い合わせ先】

兵庫県福祉部児童家庭課児童家庭支援班

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10-1（県庁1号館5階）

T E L 078-362-3639

F A X 078-362-0061

Eメール : jjidokatei@pref.hyogo.lg.jp